

法曹養成制度の見直しを求める意見書

政府は、平成14年3月に今後も法的需要が増加し続けるものと見込み、年間1,000人程度だった司法試験合格者を平成22年までに年間3,000人程度に増やすということと、法曹養成に特化した教育を行うために法科大学院制度を新設し、原則として法科大学院の修了生を司法試験の受験資格とするなどを内容とした「司法制度改革推進計画」を閣議決定した。

その後、司法試験合格者は、平成19年以降、2,000人超で推移してきたが、法的需要は当初予想されたほど増加せず、また、増員を予定していた裁判官及び検察官の数は増員されないまま今日に至っており、平成13年に約18,000人だった弁護士数は、平成25年には35,000人を超え、裁判官及び検察官の数との不均衡が顕著になってきている。

また、司法修習期間が半減したことや、司法修習を終了しても法曹として自立するために必要な仕事や経験を積む機会が確保されない者が生じるなど、法曹の質の維持、確保が懸念されている状況にある。

よって国においては、法曹の質と市民の利益を適正に確保するとの観点から、社会情勢に伴う法的需要とバランスのとれた法曹人口になるよう法曹養成制度の見直しを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年8月29日

埼玉県狭山市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

文部科学大臣

内閣官房長官